

貸出DVD方式の教室へお申し込みご希望の方へ

「貸出DVD規則」をお読みいただき、こちらの「誓約書兼申込用紙」に必要事項をご記入の上ファクスまたは郵送でお申し込みをお願いいたします。お申し込みの期限は申込希望月の前月末日18時までです。

運動総研コールセンター（日・木曜定休13:00～18:00）

電話 03-3817-0390/ファクス 03-3817-7724

〒113-0033東京都文京区本郷3-23-14ショウエイビル10F

貸出DVD方式 教室 誓約書兼申込用紙

私は貸出DVD規則第1条～第9条を守ることを誓約し貸出DVDへ申し込みます。

ふりがな		〒	
お名前		ご住所	
		<input type="checkbox"/> 住所 変更なし	住所の変更がなければ□にチェックするだけで結構です
ご登録 電話番号		昼間連絡先	

■ご希望される教室の□を黒く塗り、*申込希望月をご記入ください。

教室名	講師	月謝
<input type="checkbox"/> 総合ゆる錬成教室 * 月分から継続申込 *上記へ申込希望月をご記入ください	高岡英夫	10,000円/月 支払期限：前月末日
<input type="checkbox"/> 全日本デモンストレーターのともに上達する ゆる体操教室 * 月分から継続申込 *上記へ申込希望月をご記入ください	全日本ゆる体操 デモンストレーター	6,000円/月 支払期限：前月末日

◆DVD発送予定…毎月10日頃 ◆DVD返却期限…翌月10日必着

- ・継続を取り止める場合は前月末日18時までにご連絡ください。
- ・申込受付後に「お申込確認書・請求書」をお送りいたしますので、ご確認の上、初月分の月謝をお振込みください。
- ・ご請求書の発行は初回のみです。2ヶ月目以降は発行しておりませんのでご了承ください。

月謝振込先	郵便局：郵便振替口座 00120-7-332858 銀行：みずほ銀行 本郷支店 普通 2474869	株式会社運動科学総合研究所 株式会社運動科学総合研究所
-------	---	--------------------------------

貸出DVD規則 2021年12月10日改定

第1条 (正当な目的の借用)

貸出DVD(以下「DVD」)は、運動科学総合研究所(以下「運動総研」)の教授する高度なトレーニング法の学習・鍛錬を善良な意思をもって熱心に継続している者(以下「本人」)が、映像を通じ学習・鍛錬を行う目的でのみ借用することができる。この目的以外の目的でDVDを借用することはできない。

第2条 (送付先の限定および送料負担)

DVDの貸出時送付先は日本国内に限るものとし、貸出時の送料は運動総研が、返却時の送料は本人が負担することとする。

第3条 (キャンセル期限)

申込受付期間最終日の7日後の18時まで運動総研に連絡した場合にのみ、申し込み済みのDVDキャンセルをすることができ、この場合のキャンセル料は無料とする。この期限を過ぎた場合にはキャンセルはできず料金は全額納入しなければならない。

第4条 (公開講座参加者規約の適用)

DVDを借り受け視聴することは運動総研の講座受講と同等の行為とする。したがって運動総研の格別の許可を得ている等の特別の場合を除き、DVDに含まれる情報・内容を著作権者たる運動総研に無断で教え、伝達し、指導すること、および内容を複製(コピー、撮影、録音、文書化等を含む)することは一切禁じられている。

第5条 (禁止事項) *一部第4条と重複する項目があります。

次の各項目の行為を禁止する。

第1項 DVDを本人以外の者に視聴させたり貸与すること。及びDVDを自宅外に持ち出すこと。

第2項 DVDを本人以外の者に、相手が個人・店舗・法人を問わずまた有償無償を問わず譲渡すること、及びオークション等に出品すること。

第3項 DVDのコピーガードを解除すること及び複製(コピー、撮影、録音、文書化等を含む)すること。

第4項 DVDの内容をパソコン等機器(スマートフォン・タブレット等を含む)への取り込み等、デジタルデータ化すること。

第6条 (返却義務)

DVDは運動総研の指定する返却期限日時までに到着するよう送料を本人負担の上、書留郵便または宅配便等の配送状況を確認できる送付方法により返却しなければならない。

第7条 (罰則)

本人が本規則に違反した場合、以後運動総研の一切の講座に参加する権利を失い、また損害賠償の責を負うものとする。

DVDが返却期限までに返却されなかった場合、本人は運動総研にDVD貸出料金の2倍相当額を支払わなければならない

第8条 (免責)

運動総研は本人に対し、DVDの使用目的への適合性の保証、使用結果についての確信や信頼性の保証、第三者の権利侵害及び瑕疵担保義務も含め、いかなる責任も一切負わない。

第9条 (信義誠実の原則)

その他本規則に定めのないことについては、本人は信義誠実の原則にのっとり行動するものとする。

以上